

## 5 消費生活協同組合の指導・監督について

### (1) 地域における生協の社会的役割について【P 3 3・P 3 4 参照】

消費生活協同組合（以下、「生協」という。）は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

このような先進的な取組みによって蓄積されたノウハウは、生協間の連帯により共有され、東日本大震災の被災地における「移動販売」「買い物バス」等の実施に有効に活用されている。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施、セーフティネット支援対策等事業費補助金『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用等による財政支援を行うなど、必要な指導・支援をお願いしたい。

### (2) 改正法の施行に伴う共済事業の事業実施における対応について

【P 3 3・P 4 7（参考資料 8）参照】

平成19年に行われた消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下、「法」という。）の改正により、生協の共済事業においても、契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備された場所である。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（法第50条の5等）
- ② 生協が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う生協が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（法第54条の2等）

- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う生協が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（法第10条第3項等）

なお、①の事項に関連して、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下、「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号。以下、「生協法施行規程」という。）を平成22年に改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年3月期末の決算から各生協において支払余力比率を算出することとなっているところである。これに加え、今年度中に生協法施行規則及び生協法施行規程の改正を行うことにより、

- ① 平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付ける  
② 平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用する

ことを予定しており、現在パブリックコメントの手続を実施しているところである（参考資料8：P47参照）。

各都道府県におかれては、所管生協に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記のスケジュールを踏まえつつ、規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

### （3）会計基準の適用について【P47（参考資料8）参照】

日本の企業会計の基準を定めている企業会計基準委員会の「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表され、当該基準に基づき、会社計算規則の改正が行われたことを踏まえ、消費生活協同組合法施行規則についても所要の改正を行うものであり、現在パブリックコメントの手続を実施しているところである（参考資料8：P47参照）。

この改正は、「会計上の変更」や「過去の誤謬の訂正」等が生じた場合において、決算関係書類等に係る取扱いを規定したものであり、本年3月末以降の決算期の決算関係書類等について適用するものである。また、この改正に伴い、決算関係書類等に係る様式の改正を別途通知にて行う予定である。

各都道府県におかれては、所管生協において「会計上の変更」や「過去の誤謬の訂正」等が行われた場合には、この会計基準に適切に対応されるよう、所管生協に対する周知徹底をお願いしたい。

#### (4) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ③ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、判断されるようお願いしたい。

#### (5) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成24年度予算（案）においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1／2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれては、2に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図った上で、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

#### (6) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

(7) 国際協同組合年について

本年は、国連総会宣言により、協同組合の社会的認知度を高め、その発展を促進することなどを目的とした「国際協同組合年」とされている。

国際協同組合年の期間は、各国において、協同組合に関する会議・イベントが開催される予定であり、日本においても、生協を含む各種協同組合や有識者による「2012年国際協同組合年全国実行委員会」が組織され、全国的なイベントが予定されている。

また、都道府県単位でも、昨年12月時点で29道府県に、実行委員会や協同組合間連携協議会が立ち上げられ、様々な取り組みが行われる予定である。

生協を所管する厚生労働省としても、全国的な各種イベントにかかる後援などを行っていきたいと考えている。各都道府県の生協所管部局におかれても、国際協同組合年の趣旨を踏まえ、関係部署と連携し、積極的な支援を行っていただきたい。

なお、全国実行委員会作成のパンフレットを同封したので、参照されたい。

## 地域における生協の社会的役割について

### 社会背景

- 少子高齢化社会の進展による地域コミュニティや家族の在り方の変化
- 高齢者等の「孤立防止」「見守り」「買い物支援」等の必要性

### 生協の役割

#### <地域社会への貢献>

高齢者等の買い物弱者に対する「見守り」「買い物支援」などの積極的な実施

#### 【具体例】

- 自治体や関係団体と連携し、以下の取組みを実施
  - ・ 交通不便地域への移動車両による食料品・日用品の提供
  - ・ 生協店舗までの買い物バスの運行

先進的な  
取組みの蓄積

#### 生協間の連帯

東日本大震災では・・・

各地の先進的な地域貢献の取組みの蓄積が、生協間の連帯により、移動販売、買い物バスの実施など効果的に機能



### 都道府県における後方支援・指導

各都道府県におかれては、以下の支援・指導をお願いしたい。

- ・ 地域におけるニーズ把握
- ・ 所管生協との意見交換
- ・ 財政支援（セーフティネット支援対策等事業費補助金『社会的包摂・「絆」再生事業』の活用など）

## 消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

### 生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、生協の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。

### スケジュール

#### 【健全性の基準】

- ・ 平成22年3月期末決算から（※1）・・・支払余力比率の算出
- ・ 平成24年3月期末決算から（※2）・・・参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・ 平成25年3月期末決算から（※2）・・・早期是正措置の指標として適用

（※1）平成21年1月に生協法施行規則及び施行規程を改正済み

（※2）今年度中に生協法施行規則及び施行規程を改正予定

#### 【最低出資金規制・兼業規制】

- ・ 平成25年4月から適用

共済事業実施生協を所管する都道府県におかれては、所管生協に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、上記のスケジュールを勘案しつつ、適切な指導・監督を行うことをお願いしたい。

## 東日本大震災における生協の取り組み概況

### 震災直後の緊急支援

「日本生協連資料(平成24年2月末日)」

- 全国の生協とメーカーの協力の元、燃料や食料品・日用品など約1200万点を、被災地の生協や自治体に提供
- 各地の生協から被災地へ、延べ3,600人を派遣

※ 被災地の各生協が、地元の県や市町村と「災害時の応急支援物資供給協定」を締結していたことにより、支援物資提供が円滑に実施



全国の生協から寄せられる支援物資  
(3/17 日本生協連桶川DC)

### 緊急支援後の生活支援

- お見舞い訪問・電話掛け等による安否確認  
(みやぎ生協は、約14万人の組合員の安否を確認)
- 移動販売  
(大槌町、釜石市など120ヶ所で実施し、約3,300人が利用)
- 炊き出し  
(陸前高田市、釜石市など50ヶ所で実施し、豚汁、牛丼など約25,000食を提供)
- 御用聞き  
(福島県内410ヶ所の福祉施設等に対する不足物資の聞き取り及び配送)
- 医療福祉生協による人的・物的支援
  - ・ 医師120名、看護師・保健師 173名ほか
  - ・ 食品、飲料水、衛生用品、医薬品など約70万点



みやぎ生協のお見舞い訪問



いわて生協の移動販売(釜石市)



福島医療生協による避難所での医療活動

### 仮設住宅などにおける買物困難者支援

- 移動販売(石巻市、東松島市、南三陸町、気仙沼市、福島市)
- 買い物バスの定期運行(宮古市)
- 夕食宅配の実施(気仙沼市、仙台市、名取市、岩沼市、福島市ほか)
- 宅配サービスによる仮設住宅内の班・グループのコミュニケーションの促進に寄与
- 仮設住宅の居住者をサポートする共同購入ステーションの設置(仙台市、石巻市)
- 被災した個人宅配利用者を対象に、宅配手数料の減免を実施
- 被災県以外の生協においても、避難者を対象に宅配手数料の減免などを実施



仮設住宅を巡回する移動販売車



共同購入ステーションで商品のお渡し

### ボランティア活動等その他の支援

- ボランティア活動
  - ・ 仮設住宅への引越しの手伝い(201件)
  - ・ 被災者に喪服を提供する活動
  - ・ 家屋内外の片付け など
- ふれあい喫茶や青空カフェ、子どもと一緒に楽しむイベント、バザー  
などの開催
- 全国の生協による募金活動(平成24年2月時点で、約35億円)
- 「つながろうCO・OPアクションくらし応援募金」の実施  
(仮設住宅での灯油支援、福島県の子ども保養、学校への図書寄贈等の目的募金)



被災した店頭での青空カフェ  
(石巻市)



引越しの手伝い(釜石市)



ボランティア活動(大槌町)